十　エネルギー消費機器等の製造事業者等が講ずべき措置

（一）エネルギー消費機器等（エネルギー消費機器又は関係機器（エネルギー消費機器の部品として又は専らエネルギー消費機器とともに使用される機械器具であって、当該エネルギー消費機器の使用に際し消費されるエネルギーの量に影響を及ぼすものをいう。）をいう。以下同じ。）の製造の事業を行う者は、その製造に係るエネルギー消費機器等につき、製品開発、設計、試作、量産の各段階においてエネルギー消費性能等の向上に力点を置いた事業活動を展開するとともに、需要家の実情に応じたエネルギー消費機器等の効率的な使用を可能とする技術の開発及び導入に努めるものとする。

（二）エネルギー消費機器等の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、よりエネルギー消費性能等が優れ、かつ、より効率的な使用が可能となる製品の比率が向上するよう、消費者の適正な選択に資する情報の提供その他所要の措置を講ずるものとする。

十一　熱損失防止建築材料の製造事業者等が講ずべき措置

（一）熱損失防止建築材料（建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料をいう。以下同じ。）の製造の事業を行う者は、その製造に係る熱損失防止建築材料につき、製品開発、設計、試作、量産の各段階において熱の損失の防止のための性能の向上に力点を置いた事業活動を展開するものとする。

（二）熱損失防止建築材料の製造、加工、輸入又は販売の事業を行う者は、より熱の損失の防止のための性能の優れた建築材料の比率が向上するよう、施工の容易性の向上、建築主、設計事務所、ハウスメーカー、工務店、建築事業者等の適正な選択に資する情報の提供その他所要の措置を講ずるものとする。

十二　エネルギー消費機器等の使用者が講ずべき措置

自動車、冷暖房機器、給湯用機器、照明機器、事務用機器その他のエネルギー消費機器等を使用する者は、その導入に当たって、エネルギー消費性能等が優れ、かつ、効率的な使用が可能となるものを可能な限り選択するとともに、適正な管理によるエネルギー消費機器等の性能の維持、無用なエネルギー消費の防止等を通じ、当該エネルギー消費機器等の効率的な使用を図るものとする。

十三　事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に協力をすることが可能な事業者が講ずべき措置

事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に協力をすることが可能な事業者は、消費者によるエネルギーの使用の合理化の取組を促す措置を講ずるよう努めるものとする。特に、エネルギー供給事業者、建築物の販売事業者等、エネルギー消費機器等及び熱損失防止建築材料の小売事業者にあっては、以下の観点に留意して情報提供に努めるものとする。

（一）一般消費者に対してエネルギーの供給の事業を行う者は、消費者のエネルギーの使用の合理化に関する意識を高めるという観点から、消費者のエネルギーの使用状況の推移に関する情報提供等に努めるものとする。

（二）建築物の販売又は賃貸の事業を行う者は、消費者による建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために建築物に必要とされる性能の優れた建築物の選択をより行いやすくするという観点から、自らが販売又は賃貸している建築物の当該性能（当該建築物に用いている熱損失防止建築材料の熱の損失の防止のための性能を含む。）の情報提供等に努めるものとする。

（三）エネルギー消費機器等の小売事業者は、消費者によるエネルギー消費性能等の優れた機器の選択をより行いやすくするという観点から、自らが販売しているエネルギー消費機器等のエネルギー消費性能等の情報提供等に努めるものとする。

（四）熱損失防止建築材料の小売事業者は、最終消費者による熱の損失の防止のための性能の優れた熱損失防止建築材料の選択をより行いやすくするという観点から、自らが販売している熱損失防止建築材料の熱の損失の防止のための性能の情報提供等に努めるものとする。

十四　エネルギーの使用の合理化に資する技術の開発及び普及

工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者、貨物輸送事業者、荷主、旅客輸送事業者、建築物の設計又は施工の事業を行う者、エネルギー消費機器等又は熱損失防止建築材料の製造の事業を行う者その他の事業者は、エネルギーを消費する設備、輸送用機械器具等の使用方法の改善及びエネルギー消費効率の向上に係る技術、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用に係る技術その他のエネルギーの使用の合理化に資する技術の開発及び普及に努めるものとする。

十五　地域におけるエネルギーの効率的利用に資するエネルギー需給システムの導入及び普及

我が国においてエネルギーの使用の合理化を総合的に進める上で、廃熱の有効利用、未利用エネルギーの活用等を通じ一定地域においてエネルギーを使用する複数の者全体としてのエネルギーの効率的利用を図ることは、大きな意義を有するものであることを踏まえ、エネルギーを供給する者は、当該地域におけるエネルギー供給源の賦存状況、エネルギー需要の構造等を勘案した最適なエネルギー需給システムの導入及び普及に努めるものとする。エネルギーを使用する者は、かかるエネルギー需給システムの導入及び普及に対し、可能な限り協力するものとする。

第二　電気の需要の平準化を図るために電気を使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項

一　工場等において電気を使用して事業を行う者が講ずべき措置

工場等において電気を使用して事業を行う者は、電気需要平準化評価原単位を指標として、次の各項目の実施を通じ、設置している工場等における電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るものとする。

①　工場等に係る電気の需要量の実態、電気の需要の平準化に資する取組等を把握すること。

②　工場等に係る電気の需要の平準化に資する取組を示す方針を定め、エネルギーの使用の合理化の取組と一体となる推進体制を整備すること。

③　電気の需要の平準化に資する観点から、工場等全体の総合的な電気の使用の管理を実施すること。

④　エネルギーを消費する設備の設置に当たっては、電気の需要の平準化に資する使用が可能となるものを導入すること。

⑤　電気の需要の平準化に資する観点から、自家発電設備、蓄電池等の導入を検討すること。

⑥　電気の需要の平準化に資する観点から、既設の設備の更新及び改善並びに当該既設設備に係る電気の使用の制御等の用に供する付加設備の導入を図ること。

二　電気を使用して貨物の輸送を行う貨物輸送事業者が講ずべき措置

電気を使用して貨物の輸送を行う貨物輸送事業者は、駅施設における荷役作業の時間及び充電を要する電気を消費する輸送用機械器具の充電時間の電気需要平準化時間帯以外の時間帯への変更等を通じ、電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るものとする。